

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名      |
|-------|-----------|
| 2     | 個人住民税関連事務 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言  |  |
|--|--|
| 清水町は、個人住民税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 |  |
| 特記事項   |  |

| 評価実施機関名 |  |
|---------|--|
| 清水町     |  |

| 公表日        |  |
|------------|--|
| 令和7年12月23日 |  |

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

|          |   |
|----------|---|
| ①事務の名称   | 個人住民税関連事務   |
| ②事務の概要   | <p>個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定する。</p> <p>個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われる。</p> <p>なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」とされていることから、個人市町村民税と一括して賦課徴収を実施する。また、法令に基づき未納者への督促及び滞納処分、犯則事件の調査等を実施し、公正・公平な徴収事務の執行にあたる。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>課税対象者情報の準備</li> <li>住民・給与支払者等からの申告等情報及び各種申請・届出書の受理</li> <li>他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認</li> <li>個人住民税の賦課決定・更正等</li> <li>住民・給与支払者への税額通知の発送</li> <li>賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行</li> <li>他自治体等から清水町への調査回答・清水町から他自治体等への税務調査実施</li> <li>個人住民税の収納管理、還付処理</li> <li>未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等</li> <li>収納情報に基づく納税証明書等の発行</li> </ol> |
| ③システムの名称 | 個人住民税システム、収納・滞納システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、個人住民税申告ポータル  |

## 2. 特定個人情報ファイル名

課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

|        |   |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項(利用範囲) 別表(24項) |
|--------|---|

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

|         |  |
|---------|--|
| ①実施の有無  | <p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>実施する</li> <li>実施しない</li> <li>未定</li> </ol>   |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号及び</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表</p> <p>(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)</p> |

## 5. 評価実施機関における担当部署

|          |      |
|----------|------|
| ①部署      | 税務課  |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |

## 6. 他の評価実施機関

|     |  |
|-----|--|
| 請求先 | 税務課市民税係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1152) |
|-----|--|

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

|     |  |
|-----|--|
| 連絡先 | 税務課市民税係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1152) |
|-----|--|

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

|     |  |
|-----|--|
| 連絡先 | 税務課市民税係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1152) |
|-----|--|

[ ]適用した

|        |  |
|--------|--|
| 適用した理由 |  |
|--------|--|

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

|                  |  |
|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p>〔 1,000人以上1万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)<br/>2) 1,000人以上1万人未満<br/>3) 1万人以上10万人未満<br/>4) 10万人以上30万人未満<br/>5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か         | 令和6年12月11日 時点  |

### 2. 取扱者数

|                        |   |
|------------------------|---|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>〔 500人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 500人以上<br/>2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か               | 令和6年12月11日 時点   |

### 3. 重大事故

|  |   |
|--|---|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>〔 発生なし 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 発生あり<br/>2) 発生なし</p> |
|--|---|

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |           |   |
|---|-----------|---|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |           | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書<br/>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br/>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ] | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |           | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ] | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                                    |   |
|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ <input type="checkbox"/> 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|------------------------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

|                       |                                    |   |
|-----------------------|------------------------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [ <input type="checkbox"/> 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠                 |                                    | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。<br>・基本的には申請者からマイナンバーの提供を受け、その真正性を確認するものとする。<br>・申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会の際は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とする。 |

## 9. 監査

実施の有無

[  自己点検 ]

[  内部監査 ]

[  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[  十分に行っている ]

<選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>従業者に対する教育・啓発</li> </ol> |  |
| 当該対策は十分か【再掲】     | <p>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>特に力を入れている</li> <li>十分である</li> <li>課題が残されている</li> </ol>  |  |
| 判断の根拠            | 清水町情報セキュリティポリシーを制定し、個人情報の取り扱いに厳重に注意を払い、運用を行っている。<br>個人情報にアクセス可能な機器へのアクセス権について必要な者のみに付与するほか、必要ななくなった場合には解除する等の厳格な運用を行っている。<br>情報セキュリティ研修をとおして個人情報の取扱い等について学習を行っている。  |  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明            |
|------------|--|--|--|------|----------------------|
| 令和1年6月21日  | IVリスク対策  | —  | 新様式への変更  | 事前   | 新様式への変更              |
| 令和1年6月21日  | 4. ②法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)  | 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項<br>【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)   | 事後   |                      |
| 令和1年6月21日  | 5. ②所属長  | 税務課長 菅野 隆  | 税務課長   | 事前   |                      |
| 令和7年5月22日  | I 関連情報<br>3.個人番号の利用 法令上の根拠                           | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 (16の項)  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項(利用範囲) 別表 (24項)   | 事前   | 新様式への変更および根拠条例の記載の変更 |
| 令和7年5月22日  | I 関連情報<br>4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠             | 【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第7号及び別表第二の27の項<br>【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項) | 【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第8号及び<br>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項<br>【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) | 事前   | 新様式への変更および根拠条例の記載の変更 |
| 令和7年5月22日  | IV リスク対策<br>8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か       |  | 十分である  | 事前   | 新様式への変更による記載追加       |
| 令和7年5月22日  | IV リスク対策<br>8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠 |  | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。<br>・基本的に申請者からマイナンバーの提供を受け、その真正性を確認するものとする。<br>・申請者からマイナンバーを得られない場合のみ行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会の際は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とする。  | 事前   | 新様式への変更による記載追加       |
| 令和7年5月22日  | IV リスク対策<br>11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策     |  | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   | 事前   | 新様式への変更による記載追加       |
| 令和7年5月22日  | IV リスク対策<br>11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か             |  | 十分である  | 事前   | 新様式への変更による記載追加       |
| 令和7年5月22日  | IV リスク対策<br>11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠       |  | 清水町情報セキュリティポリシーを制定し、個人情報の取り扱いに厳重に注意を払い、運用を行っている。<br>個人情報にアクセス可能な機器へのアクセス権について必要な者のみに付与するほか、必要なくなった場合には解除する等の厳格な運用を行っている。<br>情報セキュリティ研修をとおして個人情報の取扱い等について学習を行っている。  | 事前   | 新様式への変更による記載追加       |
| 令和7年12月23日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称              | 個人住民税システム、収納・滞納システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、個人住民税申告ポータル   | 個人住民税システム、収納・滞納システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、個人住民税申告ポータル   | 事前   |                      |